

令和8年度 懲戒指導基準

生徒の懲戒に関する規定を以下に示す。

・懲戒の種別

事前指導	嚴重注意	生徒指導部による指導
	説諭	保護者呼び出しによる教頭指導
懲戒指導	訓告	保護者呼び出しによる校長指導
	停学	保護者呼び出しによる校長指導

・事前指導

- ・それぞれ項目ごとに別々でカウントを行う。
- ・勤怠指導については状況により柔軟に対応する。
- ・カウントは年度ごとにリセットする。

項目	1回目	2回目	3回目	4回目
深夜徘徊	嚴重注意	嚴重注意 +日誌3日	説諭① +日誌6日	説諭② +日誌6日
携帯指導 (個人所有端末含等)				
身なり指導				
無届アルバイト				
勤怠 (SHR遅刻)	5回 (担任指導)	10回 嚴重注意	15回 説諭 +日誌3日	事前指導4以降は 5回ごとに 日誌指導3日を行う

項目	1回目	2回目	3回目	4回目
車両乗り回し・同乗	説諭 +日誌6日	懲戒指導A1	懲戒指導A2	懲戒指導A3

- ・無断免許所得(3年夏休み以降)は嚴重注意

・懲戒指導

- ・懲戒指導A、懲戒指導Bは別々にカウントする
- ・カウントは入学から卒業まで累積される。

①懲戒指導A

〔指導項目〕 車両免許取得・ライター等所持・学寮規範違反・暴言・指導拒否・刺青

- ・初回の指導は1段階目から始まり、2回目以降は一段階づつ指導の段階が引き上げる。
- ・4段階以降も停学9日とする。

指導段階	1段階	2段階	3段階	4段階
指導内容	訓告+日誌6日	停学3日	停学6日	停学9日

②懲戒指導B

〔指導項目1〕 喫煙・喫煙同席・タバコ所持・カンニング (* 喫煙関連には電子タバコ等も含む)

〔指導項目2〕 飲酒(ノンアルコールビール等含む)・飲酒同席・酒類(ノンアルコールビール等)所持

窃盗・万引き・器物破損・金銭恐喝

- ・初回の指導は指導項目1の場合は1段階目、指導項目2の場合は2段階目、2回目以降は前回の指導段階から指導項目1の場合は1段階、指導項目2の場合は2段階、指導の段階を引き上げて指導を行う。
- ・5段階目以降は無期停学とする。

指導段階	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階
指導内容	停学3日	停学6日	停学9日	停学12日	無期停学

- ※暴力行為(対生徒及び対教師)・いじめ・迷惑行為・無期停学後の問題行動については、職員会議で審議する。
- ※問題行動を同時に起こした場合は、指導期間が長い方を停学期間とし、短い方の期間を日誌指導期間とする。
- ※上記の項目の中でも、状況により職員会議で指導内容を審議し決定することもありうる。
- ※その他の指導については、過去の指導方法を参考にし、職員会議で審議する。